

別紙 1

品川区立月見橋在宅サービスセンター

指定認知症対応型通所介護／指定介護予防認知症対応型通所介護 重要事項説明書

1. サービスの運営方針

- (1) 少人数の家庭的な雰囲気でご利用者ひとりひとりの個性を大切にします。
- (2) ご利用者の得意とする分野を生かし、生活リハビリを中心に多様な活動を用意し一日の生活が楽しめるようしていきます。
- (3) サービス提供にあたっては、「認知症対応型通所介護計画書・介護予防認知症対応型通所介護計画書」に沿って計画的に提供します。

2. サービス提供を行う施設

所在地： 品川区南大井 3－7－10
名 称： 品川区立月見橋在宅サービスセンター
指定管理者：社会福祉法人さくら会
事業所番号：1370901207
電 話： 03－5767－0626
実施地域： 品川区内（南大井 東大井 勝島 大井 西大井地域）

3. 管理責任者

氏名： 橋本 剛

4. 職員体制

- (1) 管理者 1名

管理者は、当事業所の相談員を兼務するものとし、事業を実施する職員の管理および事業に関する業務を一元的に行います。

- (2) 指定認知症対応型通所介護

指定介護予防認知症対応型通所介護

1 単位	生活相談員	1 名
	看護職員	1 名
	介護職員	2 名

(3) 指定認知症対応型通所介護

指定介護予防認知症対応型通所介護

2 単位	生活相談員	1 名
	看護職員	1 名
	介護職員	2 名

5. 営業時間： 月曜日～土曜日

実施時間： 8 時 3 0 分～1 7 時 3 0 分

サービス提供時間： 9 時 3 0 分から 1 6 時 0 0 分

休業日： 日曜日・年末年始

6. サービス内容

指定認知症対応型通所介護計画・指定介護予防認知症対応型通所介護計画に基づいて、送迎、食事提供、排泄介助、入浴介助、機能訓練、生活相談等、必要な支援をいたします。なお、指定認知症対応型通所介護計画・指定介護予防認知症対応型通所介護計画は利用者お一人ごとに、利用者およびご家族と相談のうえ、作成いたします。サービス詳細につきましては、指定認知症対応型通所介護計画書・指定介護予防認知症対応型通所介護計画書をご確認ください。

7. 利用に伴う利用料金

- (1) ご利用者の方にお支払いいただく利用料金は、「別紙3」のとおりです。介護保険の給付を受ける場合は、ご利用者ごとの負担割合に応じた料金にご利用者のご負担となります。
- (2) 利用料金は介護保険の法定利用料の範囲内で設定した金額で、サービスの提供時間により、該当する単位数に基づいてご負担が発生します。なお、「介護報酬」の改訂に合わせ利用料金は、変更になることがあります。
- (3) 介護保険の対象外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）は、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、ご利用者の同意を得ることになります。）
- (4) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなる場合があります。この場合、施設に介護保険の1日あたりの基準額をお支払いいただき、「サービス提供証明書」をお受け取り下さい。「サービス提供証明書」を後日、品川区の介護保険担当窓口に提出しますと差額の払い戻しができます。

(5) 第三者評価：実施なし。

8. 利用料金の支払い方法

利用料金のお支払は、ご指定いただく金融機関口座からの自動引き落としを原則といたします。現金でのお支払いをご希望される場合は、お申し出ください。

9. キャンセル（利用中止）について

ご利用者の都合でサービス利用を中止する場合には、原則利用日の前日までにご連絡ください。

連絡先：03－5767－0626

時 期	キャンセル料（要介護のみ）
送迎車出発前までに連絡あり	無 料
送迎車出発前までに連絡なし	利用者負担の50％ ※

※ただし、ご利用者の急病、ご家庭での緊急事態等の場合はその旨お申し出ください。

※食事代について

利用日前営業日の午後5時00分までにご連絡があった場合は 食事代（700円）・おやつ代（100円）のキャンセル料はかかりません。

ただし、利用日前営業日の午後5時00分を過ぎてキャンセルのご連絡をいただいた場合は、食事代（700円）・おやつ代（100円）を全額負担していただくこととなります。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、別紙契約書に明記した緊急連絡先、主治医、ご家族、居宅介護支援事業所等へ連絡をいたします。

11. 苦情処理について

《目的》

社会福祉法人さくら会は、経営する事業所が提供する福祉サービスについて、ご利用者が法人の福祉サービスを適切に利用できるように支援いたします。

また、密室化せず、社会性や客観性を確保し、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、「円滑・円満な解決の促進」「法人事業への信頼性」「法人事業の適正化」の確保を図ります。

《実施体制》

(1) 苦情解決責任者

苦情解決の責任主体を明確にするため、常務理事を苦情解決責任者として法人全体で共同設置します。

(2) 苦情受付担当者

ご利用者が苦情の申し出をしやすい環境を整えるために、事業所の施設長または所長（管理者）を苦情受付責任者として設置します。

(3) 第三者委員

苦情解決に社会性や客観性を確保し、ご利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために設置します。

12. サービスに対する相談・要望・苦情等の窓口

《当センターの窓口》：月曜日～土曜日 8時30分～17時30分

担当者：橋本 剛

連絡先：03-5767-0626

《その他の窓口》：

品川区高齢者福祉課支援調整係 連絡先：03-5742-6728

東京都介護保険相談窓口 連絡先：03-5320-4597

東京都国民健康保険団体連合会 連絡先：03-6238-0177

以上

以上

品川区立月見橋在宅サービスセンター料金表

令和 6 年4月1日から

■ 指定認知症対応型通所介護・指定介護予防認知症対応型通所介護

滞在時間・要介護度別の単位・利用料金			負担割合別（1回利用毎の支払金額）		
3 時間以上 4 時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要支援 1	475	5,272	528	1,055	1,582
要支援 2	526	5,838	584	1,168	1,752
要介護 1	543	6,027	603	1,206	1,809
要介護 2	597	6,626	663	1,326	1,988
要介護 3	653	7,248	725	1,450	2,175
要介護 4	708	7,858	786	1,572	2,358
要介護 5	762	8,458	846	1,692	2,538
4 時間以上 5 時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要支援 1	497	5,516	552	1,104	1,655
要支援 2	551	6,116	612	1,224	1,835
要介護 1	569	6,315	632	1,263	1,895
要介護 2	626	6,948	695	1,390	2,085
要介護 3	684	7,592	760	1,519	2,278
要介護 4	741	8,225	823	1,645	2,468
要介護 5	799	8,868	887	1,774	2,661
5 時間以上 6 時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要支援 1	741	8,225	823	1,645	2,468
要支援 2	828	9,190	919	1,838	2,757
要介護 1	858	9,523	953	1,905	2,857
要介護 2	950	10,545	1,055	2,109	3,164
要介護 3	1,040	11,544	1,155	2,309	3,464
要介護 4	1,132	12,565	1,257	2,513	3,770
要介護 5	1,225	13,597	1,360	2,720	4,080
6 時間以上 7 時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要支援 1	760	8,436	844	1,688	2,531
要支援 2	851	9,446	945	1,890	2,834
要介護 1	880	9,768	977	1,954	2,931
要介護 2	974	10,811	1,082	2,163	3,244
要介護 3	1,066	11,832	1,184	2,367	3,550
要介護 4	1,161	12,887	1,289	2,578	3,867
要介護 5	1,256	13,941	1,395	2,789	4,183

滞在時間・要介護度別の単位・利用料金			負担割合別（1回利用毎の支払金額）		
7時間以上8時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要支援 1	861	9,557	956	1,912	2,868
要支援 2	961	10,667	1,067	2,134	3,201
要介護 1	994	11,033	1,104	2,207	3,310
要介護 2	1,102	12,232	1,224	2,447	3,670
要介護 3	1,210	13,431	1,344	2,687	4,030
要介護 4	1,319	14,640	1,464	2,928	4,392
要介護 5	1,427	15,839	1,584	3,168	4,752
8時間以上9時間未満	単位	基本料金	1	2	3
要支援 1	888	9,856	986	1,972	2,957
要支援 2	991	11,000	1,100	2,200	3,300
要介護 1	1,026	11,388	1,139	2,278	3,417
要介護 2	1,137	12,620	1,262	2,524	3,786
要介護 3	1,248	13,852	1,386	2,771	4,156
要介護 4	1,362	15,118	1,512	3,024	4,536
要介護 5	1,472	16,339	1,634	3,268	4,902
加算（1日あたり）					
加算項目	単位	基本料金	1	2	3
生活機能向上連携	200	2,220	222	444	666
若年性認知症受け入れ	60	666	67	134	200
入浴介助（Ⅰ）	40	444	45	89	134
入浴介助（Ⅱ）	55	610	61	122	183
サービス提供体制強化Ⅰ	22	244	25	49	74
サービス提供体制強化Ⅱ	18	199	20	40	60
科学的介護推進体制加算	40	444	45	89	134
▲送迎減算（片道）	47	521	53	105	157
介護職員等処遇改善Ⅰ 総利用単位数1000分の181	総利用単位数×11.10の 18.1% 6月1日以降		左記の10%	左記の20%	左記の30%
介護職員処遇改善加算Ⅰ 総利用単位数の1000分の104	総利用単位数×11.10 の10.4% 5月31日まで		左記の10%	左記の20%	左記の30%
介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 総利用単位数の1000分の31	総利用単位数×11.10 の3.1% 5月31日まで		左記の10%	左記の20%	左記の30%
介護職員等ベースアップ等支援加算 総利用単位数の1000分の23	総利用単位数×11.10 ×2.3% 5月31日まで		左記の10%	左記の20%	左記の30%
※特別な事情のある方においては介護保険法に則った料金体系でサービス提供します。					単位×11.10
介護保険給付対象外サービスの利用料			一回あたり		
食費			700		
おやつ代			100		
活動費・行事食費・おむつ代			実費		
			※その他サービスで実費相当を頂く 場合がございます。		